

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

### 鹿児島労働局

| 企業・事業場名称         | 所在地          | 公表日      | 違反法条                           | 事案概要                                                     | その他参考事項    |
|------------------|--------------|----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------|------------|
| 公益財団法人沖永良部農業開発組合 | 鹿児島県大島郡和泊町   | R7.8.18  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第107 条  | 機械のコンベヤー部分の清掃作業を行わせる際、機械の運転を停止させていなかったもの                 | R7.8.18送検  |
| 個人事業主            | 鹿児島県肝属郡肝付町   | R7.9.18  | 労働安全衛生法第61条<br>労働安全衛生法施行令第20条  | 無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの                                  | R7.9.18送検  |
| (株) 前園建設         | 鹿児島県南さつま市    | R7.11.28 | 労働安全衛生法第31条<br>労働安全衛生規則第654条   | 元請負人において、下請負人の労働者が通行する際、架設通路の墜落防止措置を講じていなかったもの           | R7.11.28送検 |
| (有) 小磯製茶         | 鹿児島県南九州市     | R7.11.28 | 労働安全衛生法第59条<br>労働安全衛生規則第36条    | トラクター・ショベルの運転の業務に就かせるに当たり、その運転業務に関する安全のための特別教育を行わなかったものの | R7.11.28送検 |
| (有) 倉建設          | 鹿児島県肝属郡肝付町   | R8.3.11  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第158条   | ドラグ・ショベルによる作業を行わせる際、同箇所労働者が立ち入ることを禁止する旨の表示等を行っていないかったもの  | R8.3.11送検  |
| 枕崎市漁業協同組合        | 鹿児島県枕崎市      | R8.3.13  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の7 | フォークリフトを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの                     | R8.3.13送検  |
| (株)園田林業          | 鹿児島県霧島市横川町   | R8.3.19  | 労働安全衛生法第59条<br>労働安全衛生規則第36条    | 走行集材機械の運転の業務に就かせるに当たり、その運転業務に関する安全のための特別教育を行わなかったもの      | R8.3.19送検  |
| MM土木             | 鹿児島県霧島市国分松木東 | R8.3.19  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第157    | ドラグ・ショベルによる作業を行わせる際、転落等防止のための誘導員を配置していなかったもの             | R8.3.19送検  |
| (株)昇             | 鹿児島県霧島市隼人町   | R8.3.19  | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条   | 解体工事現場で発生した労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの    | R8.3.19送検  |